

千葉県条例第60号

千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第86号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第11条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法<b>第33条の10各号</b>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(入所者及び職員の健康診断)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断</p> <p style="text-align: right;">が行</p> <p>われた場合であって、当該<b>健康診断</b>がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる<b>健康診断</b>の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="269 1778 799 1975"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童が通学する学校における健康診断</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[新設]</td> <td>[新設]</td> </tr> </table>	[略]		児童が通学する学校における健康診断	[略]	[新設]	[新設]	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第11条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法<b>第33条の10第1項各号</b>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(入所者及び職員の健康診断)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断<b>又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条第1項又は第13条第1項に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)</b>(以下この項において「<b>健康診断等</b>」という。)が行われた場合であって、当該<b>健康診断等</b>がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる<b>健康診断等</b>の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="858 1778 1386 1975"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童が通学する学校における健康診断</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><b>乳児又は幼児(以</b></td> <td><b>入所した乳幼児に</b></td> </tr> </table>	[略]		児童が通学する学校における健康診断	[略]	<b>乳児又は幼児(以</b>	<b>入所した乳幼児に</b>
[略]													
児童が通学する学校における健康診断	[略]												
[新設]	[新設]												
[略]													
児童が通学する学校における健康診断	[略]												
<b>乳児又は幼児(以</b>	<b>入所した乳幼児に</b>												

--	--

3・4 [略]

(設備の基準)

第25条 **乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）** 10人以上を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(職員)

第27条 [略]

2 家庭支援専門相談員は、**社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者**、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3～7 [略]

(乳児院の長の資格等)

第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2) [略]

[新設]

(3) [略]

(4) 市長が**前3号**に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの  
ア～ウ [略]

2 [略]

<b>下「乳幼児」という。）に対する健康診査</b>	<b>対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</b>
----------------------------	-------------------------------------

3・4 [略]

(設備の基準)

第25条 **乳幼児**

10人以上を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(職員)

第27条 [略]

2 家庭支援専門相談員は

、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3～7 [略]

(乳児院の長の資格等)

第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2) [略]

**(2)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者**

(3) [略]

(4) 市長が**前各号**に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの  
ア～ウ [略]

2 [略]

(母子生活支援施設の長の資格等)

第37条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2) [略]

[新設]

(3) [略]

(4) 市長が**前3号**に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの  
ア～ウ [略]

2 [略]

(母子支援員の資格)

第38条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(4) [略]

[新設]

(5) [略]

(職員)

第56条 [略]

2 家庭支援専門相談員は、**社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者**、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3～7 [略]

(児童養護施設の長の資格等)

第57条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高

(母子生活支援施設の長の資格等)

第37条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2) [略]

**(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカー一の資格を有する者**

(3) [略]

(4) 市長が**前各号**に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの  
ア～ウ [略]

2 [略]

(母子支援員の資格)

第38条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(4) [略]

**(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカー一の資格を有する者**

(5) [略]

(職員)

第56条 [略]

2 家庭支援専門相談員は

、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3～7 [略]

(児童養護施設の長の資格等)

第57条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高

潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2) [略]

[新設]

(3) [略]

(4) 市長が**前3号**に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもののア～ウ [略]

2 [略]

(児童指導員の資格)

第58条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(3) [略]

[新設]

(4)～(10) [略]

(職員)

第90条 [略]

2・3 [略]

4 家庭支援専門相談員は、**社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者**、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

5・6 [略]

(児童心理治療施設の長の資格等)

第91条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2) [略]

[新設]

潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2) [略]

**(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカー一の資格を有する者**

(3) [略]

(4) 市長が**前各号**に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもののア～ウ [略]

2 [略]

(児童指導員の資格)

第58条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(3) [略]

**(3)の2 こども家庭ソーシャルワーカー一の資格を有する者**

(4)～(10) [略]

(職員)

第90条 [略]

2・3 [略]

4 家庭支援専門相談員は

、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

5・6 [略]

(児童心理治療施設の長の資格等)

第91条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2) [略]

**(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカー**

- (3) [略]
- (4) 市長が**前3号**に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの  
ア～ウ [略]

2 [略]

(職員)

第98条 [略]

- 2 家庭支援専門相談員は、**社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者**、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3～6 [略]

(児童自立支援施設の長の資格等)

第99条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条に規定する人材育成センターが行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1)・(2) [略]

[新設]

(3) [略]

- (4) 市長が**前3号**に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が5年以上（人材育成センターが行う講習課程を修了した者にあつては、3年以上）であるもの  
ア～ウ [略]

2 [略]

### 一の資格を有する者

- (3) [略]
- (4) 市長が**前各号**に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの  
ア～ウ [略]

2 [略]

(職員)

第98条 [略]

- 2 家庭支援専門相談員は

、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3～6 [略]

(児童自立支援施設の長の資格等)

第99条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条に規定する人材育成センターが行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1)・(2) [略]

### (2)の2 こども家庭ソーシャルワーカー一の資格を有する者

(3) [略]

- (4) 市長が**前各号**に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が5年以上（人材育成センターが行う講習課程を修了した者にあつては、3年以上）であるもの  
ア～ウ [略]

2 [略]

(児童自立支援専門員の資格)

第100条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)・(2) [略]

[新設]

[新設]

(3)～(8) [略]

(児童生活支援員の資格)

第101条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)・(2) [略]

[新設]

[新設]

(3) [略]

(職員)

第112条 [略]

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) [略]

(2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則 **（昭和23年厚生省令第11号）** 第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) [略]

(児童自立支援専門員の資格)

第100条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)・(2) [略]

**（2）の2 精神保健福祉士の資格を有する者**

**（2）の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者**

(3)～(8) [略]

(児童生活支援員の資格)

第101条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)・(2) [略]

**（2）の2 精神保健福祉士の資格を有する者**

**（2）の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者**

(3) [略]

(職員)

第112条 [略]

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) [略]

(2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則

第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) [略]

(千葉県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 千葉県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年千葉県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法<b>第33条の10各号</b>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(児童指導員の資格)</p> <p>第21条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(4)～(10) [略]</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法<b>第33条の10第1項各号</b>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(児童指導員の資格)</p> <p>第21条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><b>(3)の2 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</b></p> <p>(4)～(10) [略]</p>

## 附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。ただし、第1条中千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条、第15条第2項、第25条、第27条第2項、第56条第2項、第90条第4項及び第98条第2項の改正規定並びに第2条中千葉県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定は、公布の日から施行する。